

兵庫県立姫路南高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立姫路南高等学校

1 学校の方針

本校は、「時習窮理」「自主特立」「信義執禮」の校訓のもと、自らの「夢」や「志」を実現し社会に貢献する精神をもった人間を育成することを目指している。また、人権尊重・個性尊重を基礎として、学校・家庭・地域社会が相互に連携・協力し、信頼される学校づくりを推進している。

2 基本的な考え方

様々な学習活動や体験活動（地域交流、国際交流）を通して、生徒内面の理解に基づく心の教育や人権尊重・人類共存の考えを持たせるとともに、奉仕や福祉の心を育て地域に「開かれた学校」作りを行ってきた。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるようにいじめの防止に向け、日常の指導体制の整備を行ないいじめの未然防止や、早期発見に努める。また、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

3 いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

（１）日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の本校の教職員や専門的な知識を有するスクールカウンセラー等により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。（別紙１）

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見できるようにチェックリストを別に定める。（別紙２）

（２）未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に関する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組として学期毎のいじめに関するアンケートの実施、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。（別紙３）

（３）いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。（別紙４）

4 重大事態への対応

（１）重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、いじめにより生徒が長期間欠席（一週間をめぐ）を余儀なくされている疑いがあると認める時などである。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった時は、校長が判断し適切に対応する。

（２）重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、兵庫県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップをとり、学校が主体となって、いじめ対応チームとスクールカウンセラー等を加えた組織で調査を行うと共に解決にあたる。

なお、事案によっては、兵庫県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

様々な学習活動や体験活動（地域交流、国際交流）を通して、生徒内面の理解に基づく心の教育や人権尊重・人類共存の考えを持たせるとともに、奉仕や福祉の心を育てる地域をめざして「開かれた学校」作りを行ってきた。

いじめ防止等についても、地域と共に取り組む必要があるため、策定した方針については学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談等あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報提供に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的で積極的な参加ができるように留意する。

また、保護者や地域からも積極的に意見を聴取するように留意する。

日常の指導体制

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しの良い職場環境
- ・保護者、地域との連携

校内組織**いじめ対応チーム**

校長 教頭 生徒指導部長 各学年主任
各学年生徒指導担当 養護教諭
キャンパスカウンセラー 等



生徒指導委員会
保健部会
人権・道徳教育委員会
各学年団

**保護者・地域との連携**

P T A
学校評議員会
姫路南少年サポートセンター
網干警察署生活安全課少年係
姫路市立総合教育センター

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針
- ・生徒指導部と各学年生徒指導担当による会議を定期的に開催

早期発見

○ 情報の収集

- ・教員の観察による気付き
- ・養護教諭からの情報
- ・生徒・保護者・地域からの情報
- ・アンケートの実施
- ・定期的な生徒面談における情報
- ・定期的に開催される生徒指導部会からの情報

○ 相談体制の確立

- ・相談窓口の設置・周知
- ・キャンパスカウンセラーの活用

○ 情報の共有

- ・報告の徹底
- ・職員会議等での全職員の情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・次年度への申し送り事項の徹底

未然 防止

○ 生徒指導の充実

- ・規範意識の向上

○ 特別活動の充実

- ・ホームルーム活動の充実
- ・ボランティア活動への積極的参加

○ 教育相談の充実

- ・面談の定期的な開催
- ・キャンパスカウンセラーの活用

○ 人権教育の充実

- ・情報モラルの指導の充実
- ・ネット犯罪防止講演会の開催

○ 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ基本方針等の周知
- ・学校公開・公開授業の実施
- ・地域行事への積極的参加

いじめ早期発見のチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|--|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | |

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| ☐ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする | ☐ わざとらしくはしゃいでいる |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ ときどき涙ぐんでいる |
| ☐ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる | ☐ 周囲がなんとなくざわついている |
| ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする | ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される |
| ☐ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする | ☐ にやにや、にたにたしている |

◎授業中・休み時間

- | | |
|---|--|
| ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 決められた座席と違う場所に座っている | ☐ ひどいアダ名で呼ばれる |
| ☐ 遊びだとふざけているが、表情がさえない | ☐ 不真面目な態度、ふざけた質問をする |

◎昼食時

- | | |
|--|--|
| ☐ 好きな食べ物を他の生徒にあげる | ☐ 他の生徒の机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 笑顔がなく、黙って食べている |
| ☐ 弁当を一人で食べることが多い | ☐ 掃除をさぼることが多くなる |

◎清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
| ☐ 目の前にゴミを捨てられる | ☐ 掃除をさぼることが多くなる |

◎その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 顔や手足にすり傷やアザがある |
| ☐ 怪我の状況と本人が言う理由が一致しない | ☐ 必要以上のお金を持ち、友達におごる |

いじめている生徒

- | | |
|--|--|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す | ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う | ☐ 友達との会話の中に差別意識が見られる |
| ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている | ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている |
| ☐ 教師が近づくと、急に仲の良いふりをする | ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する |

年間指導計画

	職員会議等		未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成 1学期計画作成 職員会議		・新入生については中学校との情報交換 ・学級づくり ・1年生校外活動（球技大会）	・個別面談 ・教育相談
5月		通 年 事 案 発 生 時 、 緊 急 会 議 の 適 時 開 催	・PTA総会等において保護者向け啓発	・個人面談 ・教育相談
6月			・カウンセリング講演会（1年） （文化祭）	・教育相談
7月				・生徒実態アンケート ・三者面談 ・教育相談
8月			・カウンセリングマインド職員研修会	
9月	職員会議			・教育相談
10月			（体育大会）	・教育相談
11月			・人権教育講演会 （芸術鑑賞会）	・生徒実態アンケート ・教育相談
12月			・情報教育講演会（スマホ使用について）	・三者面談
1月	職員会議			
2月				・生徒実態アンケート ・教育相談
3月	いじめ対応チーム まとめ		（球技大会）	・教育相談

組織的対応

いじめ情報のキャッチ

日常の観察・アンケート・教育相談・個人面談
生徒からの訴え・情報提供

正確な実態把握

(即日対応)

【報告の流れ】

- ① 情報を得た教職員→該当生徒の担任・学年主任→生徒指導部長
→教頭→校長→兵庫県教育委員会
- ② 保護者へは、事実を確認した後、連絡。その後は適宜連絡。

いじめ対応チームの招集・指揮（校長）

【いじめ対応チームで緊急対策会議の開催】

- ①情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解
- ②調査方針及び分担を決定。同時に生徒に対して保健部、スクールカウンセラーによる心のケアに対する計画を立てる
- ③事案の状況から、事情を調査するメンバーを決定
- ④2名以上の教員で該当生徒について事情を確認し、事実関係を把握して、いじめ対応チームへ報告
- ⑤報告を受けた後、いじめ対応チームは、会議で指導方針を決定し、指導体制と心のケア体制を編成
(該当生徒の担任・学年主任・部活動顧問・保健部・スクールカウンセラー)
- ⑥緊急職員会議で報告、職員全体で共通理解

生徒への指導・支援

【生徒への対応】

連携
連絡
相談

保護者

- ① いじめられた生徒には、どんなことがあろうと守りぬくことを約束する。
- ② いじめた生徒には、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。

関係機関

- ③ 暴力・恐喝等の犯罪行為、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。

姫路南少年サポートセンター (079-237-1233)
網干警察署生活安全課少年係(079-274-0110)
姫路市立総合教育センター育成支援課(079-224-5840)

今後の対応

- ①いじめ事実が解消されても、経過観察を行い事後も継続指導を行う
- ②キャンパスカウンセラーの活用も含めて、心のケアをする。
- ③再発防止・未然防止活動は継続していく。